



清水銀行の 11 疾病保障付住宅ローン プレミアムイレブン・プラス

あんしん



配偶者がん保障付 11 疾病団信

〈全疾病入院保障〉*

死亡・所定の高度障害状態

(一般の団体信用生命保険)

医師の診断書等で保険会社に

余命6か月以内と判断された場合

がん

(所定の悪性新生物)と診断確定された場合

10種類の生活習慣病で

入院が継続して180日以上となった場合

住宅ローン残高が

0 円

になります。

さらに

入院保障① 病気やけがで入院が連続して5日以上となった場合

10万円

入院保障② 病気やけがで入院が連続して31日以上となった場合

月々の住宅ローンのご返済を保障

配偶者保障 配偶者が、がん(所定の悪性新生物)と診断確定された場合

100万円

安心付帯サービス

サービス1

24時間電話健康相談サービス

サービス2

セカンドオピニオンサービス

配偶者がん保障付11疾病団信 プレミアムイレブン・プラス〈全疾病入院保障〉

商品概要

対象となる住宅ローン	■しみず住宅ローン ※ローンのお申込みにあたっては、当行および保証会社（清水信用保証株式会社）の審査があります。審査の結果によっては、お申込みをお断りする場合がありますので、ご了承ください。	
ご利用いただける方	①当行で新規に対象となる住宅ローンをお借入される方 ②お借入時の年齢が満18歳以上満45歳以下で、最終返済年齢が満81歳未満の方 ③当行所定の団体信用生命にご加入できる方 ※お客さまの告知内容により、保険会社が団体信用生命保険の加入申込みをお断りする場合があります。	
ご融資金額	100万円以上1億円以内（10万円単位）で、当行が定める範囲内の金額 ※お借入金額が、通算して5,000万円を超える場合には、保険会社所定の「健康診断結果証明書」等が必要となります。	
ご融資期間	1年以上40年以下（1年単位）	
ご融資利率	住宅ローン適用金利に＋年0.2%上乗せさせていただきます。	
団体信用生命保険	この保険は、清水銀行が保険契約者および保険金受取人、対象となるローンご利用者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者の方が保険期間中に所定の保険金支払事由に該当された場合、保険会社が所定の保険金を清水銀行に支払い、その保険金を被保険者の債務の返済に充当する仕組みの保険です。	
団体信用生命の正式名称 生活習慣病団信〈入院プラス〉	団体信用生命保険、団体信用生命保険リビング・ニーズ特約、団体信用生命保険がん保障特約（2013）、団体信用生命保険生活習慣病長期入院時保障特約（1型）、団体信用生命保険入院一時給付特約、団体信用生命保険入院日数累計型月次債務返済支援給付特約、団体信用生命保険がん診断給付特約（配偶者型）	
責任開始日	融資実行日または保険会社が団体信用生命保険の加入申込みを承諾した日のいずれか遅い日となります。	
保障内容	死亡保険金	保険期間中に死亡した場合に保険金が支払われます。
	高度障害保険金	責任開始日以降に生じた傷害や疾病が原因で保険期間中に所定の高度障害状態になった場合に保険金が支払われます。
	リビング・ニーズ特約保険金	医師の診断書等で保険会社に余命6か月以内と判断された場合に保険金が支払われます。
	がん診断保険金	責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以降、保険期間中にがん（所定の悪性新生物）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定された場合に、保険金が支払われます。
	生活習慣病長期入院時保障保険金	保険期間中に、10種類の生活習慣病により入院が継続して180日以上となった場合に保険金が支払われます。
	入院一時給付金（10万円）	保険期間中に傷害や所定の疾病により入院が連続して5日以上となった場合に給付金がローン借入者に支払われます。 ※保険期間内で通算して最大12回まで
	①初入院給付金（月々のローン予定返済額） ②継続入院給付金（月々のローン予定返済額）	保険期間中に傷害や所定の疾病により入院が連続して31日以上となった場合に給付金がローン借入者に支払われます。保険期間中に初入院給付金の支払事由が当該日の翌日以降の入院日数が、継続して30日に達すると給付金がローン借入者に支払われます。※①②あわせて1回の入院あたり最大5回（6か月分）、保険期間内で通算して最大36回まで
	がん診断給付金（100万円）	住宅ローン借入者の配偶者が、責任開始日からその日を含めて90日（免責期間）経過後の保険期間中にがん（所定の悪性新生物）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定された場合に給付金がローン借入者の配偶者に支払われます。※お支払いは1回のみ
保険金額	債務の返済に応じて変動し、保険金支払事由が当該日の債務残高相当額となります。	
保険金が支払われない場合 （主な事例）	<ul style="list-style-type: none"> 告知義務違反（告知していただいた内容が事実と異なる事）により保険契約が解除されたとき 保険金等を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的があったとき 保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合等重大事由により保険契約が解除されたとき 責任開始日から1年以内の自殺の場合 被保険者の故意により、所定の高度障害状態になられた場合 責任開始日前の傷害または疾病を原因として、所定の高度障害状態になられた場合 戦争その他の変乱により、保険金支払事由に該当した場合 責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内にがんが診断確定されたとき 責任開始日から90日経過後に診断確定されたがんが、責任開始日から90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるとき （がん診断保険金・がん診断給付金の場合）上皮内がん、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんが罹患したとき 	
引受保険会社	クレディ・アグリコル生命保険株式会社	
	本社所在地：東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル カスタマーサービスセンター 0120-60-1221	
	〈受付時間〉 月～金曜日 9:00～17:00 （祝休日・年末年始の休日を除く）	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」を必ずご一読いただき、内容を充分にご確認ください。 保障内容の詳細やご不明点については、引受保険会社へお問い合わせください。 	

詳しくは、お近くのローンセンターへお問い合わせください。

東部ローンセンター
TEL.055-975-3001
三島市一番町18-15
（清水銀行 三島支店となり）

富士ローンセンター
TEL.0545-52-8020
富士市御幸町1-7
（清水銀行 吉原支店となり）

清水ローンセンター
TEL.054-351-2220
静岡市清水区富士見町2-1
（清水銀行 本店ビル）

東静岡ローンセンター
TEL.054-281-5200
静岡市駿河区曲金 6-6-33
（清水銀行 東静岡支店 2階）

静岡ローンセンター
TEL.054-245-6111
静岡市葵区千代田 2-13-32
（清水銀行 千代田支店となり）

藤枝ローンセンター
TEL.054-646-9777
藤枝市藤枝 2-1-39
（清水銀行 藤枝支店 2階）

浜松ローンセンター
TEL.053-469-1122
浜松市東区神立町 134-12
（清水銀行 浜松東支店となり）

営業時間
9:00～17:00 土日祝も営業

※毎週水曜日は休業日です。水曜日が祝日の場合もお休みとなります。
※12月31日、1月1日～3日及び5月3日～5日と、その前後で連続する銀行の休業日はお休みとなります。